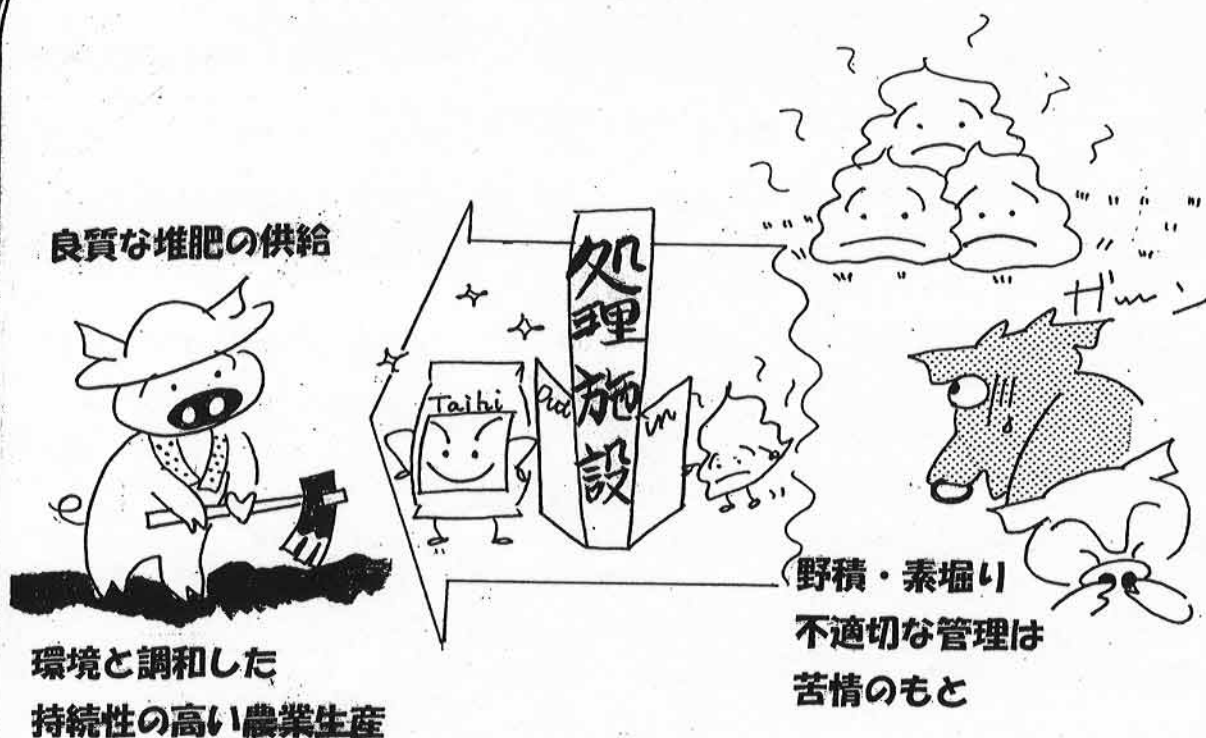


# 家畜排せつ物法について

平成11年11月1日、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されました。

21世紀に向けて安定した畜産経営を営むため、農家の皆さんにとって大切な法律ですので、趣旨や内容を十分に理解して対応してください。

## 法律の背景（家畜排せつ物をめぐる状況）

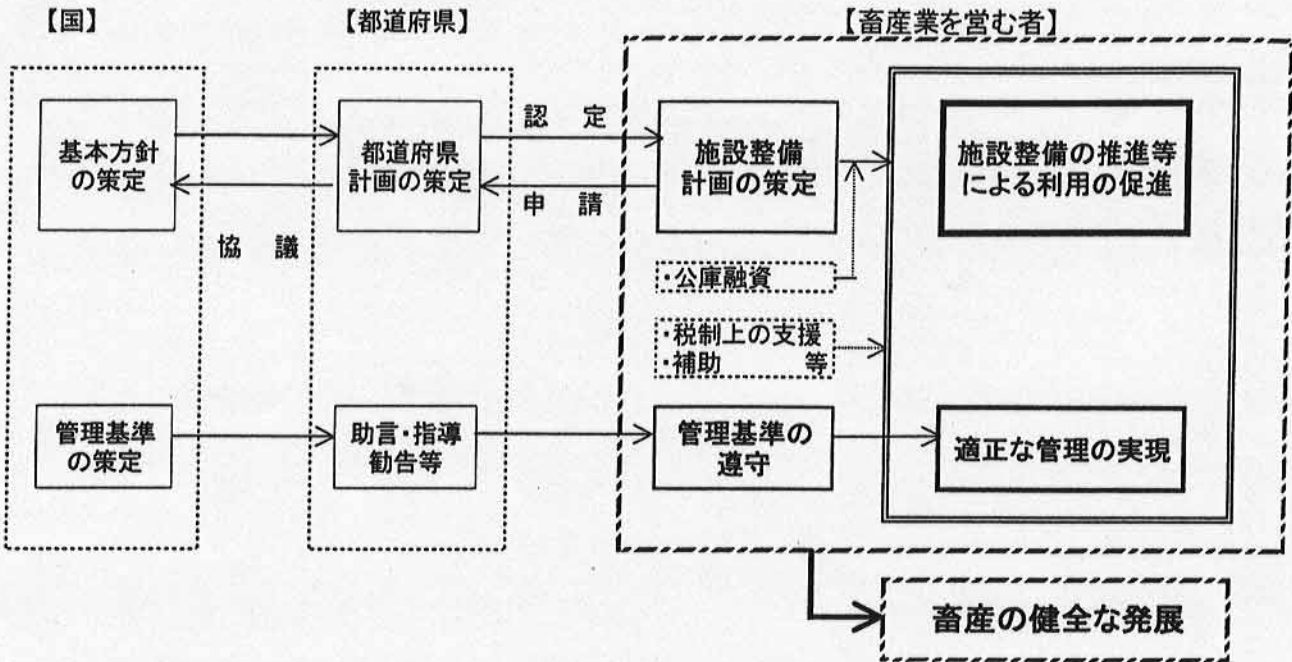


平成12年7月

山形県農林水産部農畜産振興課  
(畜産室)

# 法律の概要

〜〜法律のしくみ〜〜



この法律は、「家畜排せつ物の管理の適正化のための措置」と「家畜排せつ物の利用の促進のための措置」に分かれています。

## 1 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

対象は、「畜産業を営む者」からの「牛、豚、鶏、馬」の排せつ物となっています。

### ◎管理基準の遵守

- ① 農林水産大臣による管理基準の策定
- ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理
- ③ 県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

### 管理基準

区分	内容	適用時期
施設の構造に関する基準	ふんの処理・保管施設は床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする事	平成16年 11月1日から
	尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする事	
管理の方法に関する基準	家畜排せつ物は、施設において管理すること	平成11年 11月1日から
	管理施設の定期的な点検を行うこと	
	施設に破損があるときは遅滞なく修繕を行うこと	
	送風装置等の維持管理を適切に行うこと	
	家畜排せつ物の年間発生量、利用量を記録すること	平成14年 11月1日から

ふんの管理施設としては、堆肥舎が一般的ですが、防水シートで上下を覆うなどの簡易な方法でも良いとされています。堆肥盤は、不適切な施設とみなされますので、屋根かけをするか、ビニール等で覆いをしてください。

◎小規模畜産農家については、管理基準が適用になりません。

◆飼養頭羽数が

牛、馬 10 頭未満  
豚 100 頭未満  
鶏 2,000 羽未満

の畜産農家は適用外となります。  
家畜排せつ物を適正に管理する重要性は同じ  
ですので適切に管理しましょう。

## 2 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

### ① 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

### ② 都道府県計画の作成

県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

### ③ 金融上の支援措置(施設整備計画の認定と融資)

- ・畜産業を営む者が作成する施設整備計画を県知事が認定
- ・認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫資金（畜産経営環境調和推進資金）の融資

## ◎税制上の特例措置

### ① 所得税・法人税（国税）

畜産業を営む者が新設する堆肥化施設等について、青色申告する場合、その取得額の16%（平成11年度現在）の特別償却ができます。

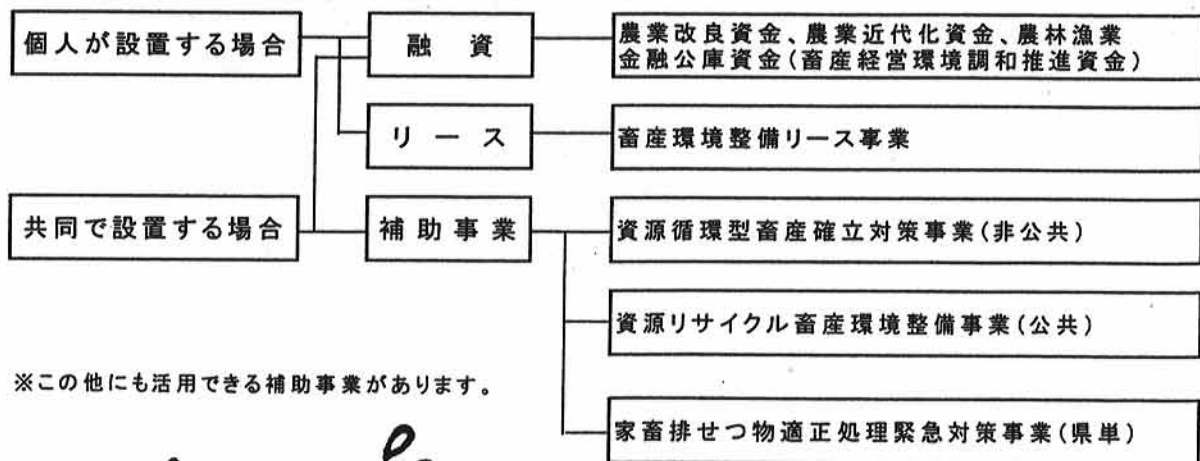
### ② 固定資産税（地方税）

畜産業を営む者が新設する堆肥化施設のうち、平成11年11月1日から平成16年3月31日までに取得したものについて、取得後5年間課税標準が1/2に軽減されます。

なお、市町村に申告する際には施設が管理基準を満たしているかどうかの農林水産大臣証明書を添付する必要があります。

証明書の交付については、もよりの支庁・地方事務所（農業振興課）にお問い合わせください。

## 3 家畜排せつ物処理施設の設置に対する助成制度



※この他にも活用できる補助事業があります。



# わたしはどうなの？ 家畜排せつ物法

飼養頭数は、次の頭数（法律の対象となる飼養頭数）以上ですか？

- 牛・馬 10頭（6ヶ月齢未満の子畜を除く\*）
- 豚 100頭（3ヶ月齢未満の子畜を除く）
- 鶏 2000羽（2日齢未満のヒナを除く）

\* 肉用牛繁殖経営で出荷が確実と見込まれる子畜については10ヶ月齢未満の子畜を除く。  
乳用種育成経営の場合、育成頭数に1/3をかけた頭数でカウントします。

飼養頭数が小規模な農家については、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地等に還元することで野積み、素掘り等が改善される可能性が高いことから法律の対象にはなりません。小規模でも環境問題の発生を防止することは大事ですので、野積みや素掘りは行わないよう適切に管理してください。

いいえ

はい

固形物

- 除ふんのたび 堆肥センター・耕種農家へ
- 堆肥舎（管理基準を満たした施設）
- 堆肥盤、自己所有地に堆積

できた堆肥

- 堆肥センター・耕種農家へ
- 利用するまで堆肥舎等で保管（管理基準を満たした施設）
- 堆肥盤・自己所有地で堆積、保管

処理に関しては問題ありません。運搬については流出しないよう十分注意してください。

処理に関しては問題ありません。今後も施設の定期的な点検を行い、施設の維持管理に努めてください。

現在の状態では管理基準を満たしません。堆肥盤を利用している場合は、屋根をかけるなり、防水シートで覆うなどの改善が必要です。自己所有地に堆積している場合は、堆肥舎等を設置するか防水シートで上下を覆うなどの改善が必要です。

液状物

- 敷料に吸着
- 浄化、液肥化処理施設
- 管理基準を満たした槽で一定期間貯留
- 素掘りで貯留

- 浄化処理後、放流
- 液肥として利用
- 堆肥センター等へ
- 地下浸透、素掘りで貯留

液状物の管理上問題はありませぬ。敷料からの漏汁に十分注意してください。

液状物の管理上問題はありませぬ。環境関係法律の基準を遵守してください。

処理に関しては問題ありません。運搬については流出しないよう十分注意してください。

現在の状態では管理基準を満たしません。コンクリートや防水シート等で構築された施設等で適切に管理し、汚水が地下浸透や流出しないようするための改善が必要です。

## ・・・畜産環境保全に対する相談窓口・・・

- ① 処理施設に関する一般的な相談は・・・支庁・地方事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、市町村、農協
- ② 各種補助事業に関する相談は・・・支庁・地方事務所、市町村、農協
- ③ 畜産環境整備リース事業に関する相談は・・・農協、県経済連、庄内経済連、配合飼料価格安定基金協会
- ④ 各種制度資金に関する相談は・・・融資機関（農協等）、支庁・地方事務所、農業改良普及センター
- ⑤ 堆肥化処理に関する技術的な相談は・・・県農業研究研修センター畜産研究部、農業改良普及センター

お問い合わせ先 山形県農林水産部農畜産振興課畜産室 畜産振興係 TEL 023-630-2470